

千葉県環境審議会 大気環境部会  
議 事 録

日時 平成 19 年 12 月 13 日（木）  
午前 10 時 ～  
場所 千葉県教育会館 6 階 608 会議室

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 環境生活部次長あいさつ .....	1
3 . 大気環境部会長あいさつ .....	2
4 . 議 事 .....	3
( 1 ) 千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について.....	4
( 2 ) その他 .....	15
5 . 閉 会 .....	16

## 1. 開 会

司会 ただいまから、平成 19 年度千葉県環境審議会大気環境部会、第 2 回目を開催いたします。

初めに、定足数の確認を行います。

本日は、現在、委員総数 8 名に対し 5 名の委員のご出席をいただいております。しいては、出席委員が半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本日の会議は成立していることをご報告します。

なお、本日の議事録は、県のホームページにて公開することとなりますので、ご承知をお願いします。

議事に先立ちまして、事務局から委員の方々をご紹介申し上げます。

お手元の資料の「次第」をめくっていただきますと、委員名簿をつけてございます。委員名簿の順にご紹介申し上げます。

大野委員は、本日遅れております。

安達部会長でございます。

坂本和彦委員、榛澤委員は、本日欠席という連絡をいただいております。

矢野委員でございます。

石井委員でございます。

黒河委員でございます。

坂本愛一郎委員でございます。

続きまして、環境生活部の職員を紹介いたします。

鈴木環境生活部次長でございます。

平井環境政策課長でございます。

渡邊温暖化対策室長でございます。

高橋大気保全課副課長兼大気企画室長でございます。

本日の司会を務めます石川と申します。よろしくお願いいたします。

## 2. 環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、主催者を代表して、千葉県環境生活部鈴木次長からご挨拶を申し上げます。

鈴木環境生活部次長 おはようございます。本日は、委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、また足元の悪いところを、千葉県大気環境審議会大気環境部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本県の環境保全行政の推進にあたりまして種々ご指導を賜りますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、大気環境部会でございますけれども、本年度初めに、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例骨子(案)」につきまして、ご審議の上、答申をいただきましたが、おかげをもちまして条例(案)は 9 月に県議会において可決され、10 月 19 日付で公布されました。現在、来年の 4 月 1 日施行に向けて各種準

備を進めているところでございます。

本日は、県の地球温暖化問題の対策の一つといたしまして、温室効果ガスを排出する事業者の自主的な取り組みの促進を目指し、排出抑制計画の提出と排出量実績の報告を求める「(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)」をまとめましたので、このご審議をお願いするものでございます。

ご案内のとおり、地球温暖化の拡大を防ぐための国際協力体制づくりに向けまして、この12月3日から明日14日まで、気候変動枠組み条約第13回締約国会議がインドネシアのバリで開催されております。京都議定書の第一約束期間以降の国際的な枠組みの構築に向けた議論が展開されているところでございます。

一方、温暖化対策につきましては、私たち一人ひとり、いわば地域での着実な取り組みが重要となるわけでございますが、本県では、昨年6月に「ちばCO2CO2(こつこつ)ダイエット計画」を策定いたしまして、この中で10の重点プロジェクトを掲げ、具体的な取り組みを進めているところでございます。本日ご審議をお願いする温室効果ガス排出量報告制度の導入も、このプロジェクトの一つとして示しているものでございます。

本日提示いたしました条例骨子(案)は、関係する事業者、団体等の皆さんと意見交換会を開催し、この場に出された意見、あるいは「ちばCO2CO2(こつこつ)ダイエット推進県民会議」等での意見を参考といたしまして、条例案の大枠をまとめたものでございます。

対象となる事業者の規模、排出量の報告方法等につきましては、別途規定することとなります。

本条例の制定目的あるいは構成等につきましては、後ほど担当から説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 大気環境部会長あいさつ

司会 続きまして、審議に入るにあたり、安達部会長にご挨拶をお願いいたします。

安達部会長 本日は、ご多忙のところ、また雨天の中、千葉県環境審議会大気環境部会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の会議は、ご案内申し上げましたように、県から諮問を受けました「(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)」についてでございます。

今回、環境審議会に知事から条例の骨子(案)が諮問され、大気環境部会が最も温暖化に関係が深いことから、審議会長から当部会に付議したいとのことでしたので、了解いたしました。委員の皆様のご了解をいただきたいと思います。

さて、本年の2月ごろから、気候変動に関する政府間パネル(通称IPCC)の第4次評価報告が相次いで出され、11月17日にはスペインのバルセロナにおいて統合報告書が採択されました。IPCCの報告は、3年の歳月をかけ、具体的なデータを積み上げ、科学的な検証を行い、130を超える国の450名を超える代表執筆者、800名を超える執筆協力者、そして2,500名を超える専門家の査読を経て、順次公開されたものです。

この報告によれば、地球の気候の温暖化はもはや疑う余地がなく、多くの生態系が影響

を受けており、今後 20 年から 30 年の緩和努力と投資が必須となるとしております。

報告では、現在の化石燃料に頼る生活を続ける場合には、今から 100 年後には最大で 6.4 度の気温上昇、59cm の海面上昇が予測されています。残念ながら、ここにいる我々はそれを身をもって体験することはできないわけですが、子や孫だけでなく、地上に生きとし生けるものすべてに住みよい環境を残すのは我々の使命であります。

本日は、地球全体のことを思い浮かべながら、千葉県の地域からの取り組みについて活発なご議論をいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会 ありがとうございます。

次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

議事次第

委員名簿

座席表

資料 1 千葉県温室効果ガス排出の現況と削減目標

資料 2 千葉県温室効果ガス排出量報告制度の導入について

資料 3 主な都府県の条例構成

資料 4 (仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)

参考資料 1 審議事項の部会への付議について

参考資料 2 (仮称)千葉県温室効果ガスの排出量の報告に関する条例(案)  
(特定排出事業者に係る骨格)

以上でございます。

#### 4. 議 事

司会 それでは、議事に入ります。

議事の進行については、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、安達大気環境部会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

安達部会長 それでは、会議次第に従いまして進めたいと思います。

本日、傍聴希望者はおりますか。

司会 1 名おります。

安達部会長 傍聴希望者がいるようですが、本審議会は原則公開となっておりますことから、ご異議がなければ入室させたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安達部会長 ありがとうございました。

それでは、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人 入室)

安達部会長 これより千葉県環境審議会大気環境部会の議事に入ります。

議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安達部会長 ありがとうございます。

それでは議事録署名人を、  
矢野委員  
黒河委員  
をお願いいたします。  
よろしくをお願いいたします。

### (1) 千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について

安達部会長　それでは議事に入ります。

本日の議題は、平成19年11月29日付で千葉県知事から千葉県環境審議会会長あてに諮問がありました「(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について」です。

千葉県環境審議会運営規程の第5条に、「審議会の会長は、知事の諮問を受けた場合は、部会に付議することができる」となっております。配付資料中に付議に関する書類のコピーがございます。先ほどご説明ありました後ろから2枚目の紙です。

諮問案件については、環境審議会会長より部会に付議されておりますので、当部会で実質的な審議をしていただくこととしております。

それでは、審議に入ります。

最初に、議題(1)について事務局から説明をお願いします。

渡邊室長　それでは、お手元でございます資料1を見ていただきたいと思います。

今回諮問をしております条例の骨子(案)は資料4ですが、分厚い資料ですので、頭の部分、条例を策定する目的等につきましては資料1で説明させていただきます。

まず、「温室効果ガス排出の現況と将来見通し」というところです。

棒グラフがございまして、一番左の棒が基準年で、7,428万2,000トンという数字が千葉県の排出量になります。

これに比べまして、2002年の状況ですが、9.6%も増えているという状況がございます。このまま何もしないでいきますと、2010年には12.9%伸びてしまうという推計が成り立ちます。このような予測ができております。

この内訳ですが、千葉県の場合は、温室効果ガスにはいろいろな種類がございますが、フロン等の量はあまり多くありませんで、97%近くが二酸化炭素となっております。これは燃料の燃焼等に基づいて出るものでございます。

その下の円グラフですが、県と全国の二酸化炭素の排出量の構成比を示しております。

千葉県の特徴としまして、約3分の2が産業から発生するCO<sub>2</sub>となっております。全国ベースで見ますと37.5%ですが、千葉県の場合、京葉コンビナート等を抱えているということから、産業の占める割合が多くなっております。あと、家庭が8.8%、業務が7.6%というような数字になっております。

右上のほうにまいりまして、また棒グラフがございまして、これは、それぞれの産業、あるいは家庭、そういう部門ごとに伸び率がどのようになっているのかというのを示してございます。

全国では産業が2%減っておりますが、それに比べまして、千葉県では産業は2%増え

ているという状態になっております。

あと、千葉県の特徴として、全国的にも言えますが、家庭での伸びが 39%、それから業務系の伸びが 60%と大きいということが見受けられます。

量的には、書いてある数字を差し引いていただければおわかりになると思いますが、大ざっぱに申し上げますと、産業系で約 100 万トンの量が増えています。家庭では約 200 万トン、業務系も約 200 万トン、運輸でも 200 万トン、そのような量が増えているという状況でございます。

そのような中で、昨年 6 月に改定した千葉県地球温暖化防止計画の中で、これを 1.3% 下げようという計画を立ててございます。一番下の棒グラフですが、黄色いところ、751 万 9,000 トン。国のほうでつくっている目標達成計画というのがございますが、そこで見込んでいる量をここに示してございます。それに加えまして、千葉県として、追加の措置として減らすものとして、紫色の 241 万 4,000 トン、これをエネルギー使用量等の削減による追加削減という形で見込んでございます。あと、量的には少ないですが、新エネルギー、森林吸収というもので千葉県としてできるところをやっていくということで、県の削減率としては 1.3%削減するというところで考えておるところでございます。これは、実態に見合った形でこのような数字をつくったものでございます。

千葉県の温室効果ガスの排出の現況と削減目標は以上でございます。

続いて、資料 2 をご覧ください。

「温室効果ガス排出量報告制度の導入について」ということで、この制度の位置づけでございます。

本県では、先ほども申し上げましたように、温暖化防止計画を改定しております。その中で 10 の重点プロジェクトを掲げておりまして、その中に、温室効果ガスの排出抑制、吸収対策を確実に実施するというので、排出量の報告制度等を掲げてございます。

まず、図がございまして、国におきましては、京都議定書の締結を受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 温対法という言い方をしておりますが、このような法律に基づき京都議定書目標達成計画というものをつくっております。これは国自らに課した点でございます。

あわせて、各自治体に温暖化防止計画を策定することを義務づけております。それを受けて、千葉県として千葉県地球温暖化防止計画というのをつくっております。この計画は、千葉県の環境基本条例や環境基本計画に基づきまして、具体的な行動計画という意味づけもでございます。

この防止計画の中には 10 の重点プロジェクトがございまして、枠で囲いました 2 番目に「温室効果ガス排出量報告制度の導入」というのを掲げてございます。これを具体化するものとして、本日諮問した排出量の報告制度を形にしているわけでございます。

この制度の目指すものですが、2 ですが、目的として大きく三つございます。

一つとして、事業者の自主的な取り組みを促進する。内部的には、先ほども申し上げましたが、県内の排出量としては 3 分の 2 を産業部門が占めているということ、それから、排出量の伸びの大きい事務所など、こちらの業務系のところにも施策を必要としているということがあります。そういう形で自主的な取り組みを促進したいということです。

2 番目として、「温室効果ガス排出量の把握」というのがございます。先ほど棒グラフ

とか円グラフで説明しましたけれども、あの数字は統計データを基に推計して出した数字で、それをより精度高く把握したいということで、温室効果ガスの報告を義務づけ、県内の主な温室効果ガス排出量を把握するということを考えております。それで新たな施策展開に結びつけるということを狙いとしてございます。

3番目として、「県民の気運の醸成、理解の増進」ということがあります。それぞれ事業者の方は大変努力されて、エネルギー使用の合理化等に取り組んでおられます。そういう中で、家庭等が約4割近い伸びを示しておるところでございます。事業者の取り組みを公表することにより、県民に対して、排出削減の気運を醸成する、また理解を増進するというようなことを、この報告制度の中で進めていければと考えておるところでございます。

あと、3の「国の制度との関係整理」ということでございますが、国におきましては二つの法律がございます。一つとして地球温暖化対策の推進に関する法律、それからエネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」と略しておりますが、この二つの法律がございまして、一定規模以上の工場はエネルギーの使用量等の報告を国にするという義務付けがございます。そういう中で、本県として、地球温暖化対策の推進に関する法律では地方公共団体が条例で個別に報告制度を設けることを特に制限しておりませんので、また、これから述べる理由に基づきまして、県として条例を制定したいと考えておるものがございます。

その理由としまして、イロハ二とございます。

イとして、排出抑制計画書の提出を義務付けるということです。地球温暖化対策の推進に関する法律「温対法」と略します では、排出抑制計画書の提出を義務付けはしておりません。県としては、事業者の自主的な取り組みを促進するために、排出抑制計画書の策定、提出を義務付けたいと考えているところでございます。

ロとしまして、効果的な公表の必要性というものです。排出量を事業者別・業種別・都道府県別に集計するというのは国の制度ですが、これでは全国ベースでのごくごく粗い情報しか来ないということになりますので、県として事業者ごとの県内排出量を公表したいと考えております。それから、事業者の取り組む排出抑制に向けた取り組み、こういうものもあわせて公表したいと考えております。

ハといたしまして、国の制度でカバーされない事業者、ここは、幅を広げるところを「裾だし」と言っておりますけれども、そういう部分になります。国の制度では、一定規模以上の事業所ごとに排出量報告を求めています。1事業所の排出量がそれほど多くないオフィス、商業、サービス、そういうところでのカバー率が低いということがございますので、県といたしましては、事業者単位で報告を求める、あるいはフランチャイズチェーン単位で求めるというようなことを考えております。国の制度よりも幅の広い範囲での事業所に報告を求めるということを考えております。

ニとしまして、県としての情報収集というのがございます。国の制度では、事業所を単位としておりますので、事業者全体の情報を把握しておりません。そこを県としては、事業者全体の量を把握したいと考えているところでございます。

もう一つ、国の情報開示を待っておりますとデータの入手は1年以上遅くなってしまうというのもございますので、県としても、この制度をつくることによって早めに情報を入手して、より早い施策展開に結びつけていきたいと考えております。



資料3を飛ばしまして、資料4の14ページをご覧いただきたいと思います。

今の資料で私が説明したのは、13ページまでのところに記載された内容を取りまとめたものです。14ページは、いま県のほうで考えております骨子(案)の基本的な構造を示しております。

まず総則として、「1.目的」「2.定義」「3.責務等」というのがございます。

それから、その目的を達成するための手段として、「4.自主的な取組の促進に関する指針」「5.計画及び実績の報告義務等」「6.権利利益の保護に係る請求」「7.計画及び実績の公表義務等」、このような手段を考えております。

そして、これらの手段の実効性を担保するために、報告または資料の提出要求ができるというふうにしております。その提出要求に従っていただけない場合は勧告することができるというような規定を盛り込みたい。勧告をして、提出をしない方に、なぜ提出しないのかという抗弁の機会を与えた後、それでも勧告に従わない場合は、最終的な手段として公表するというようなことを考えております。

あと、附則として、施行日等を決定するものでございます。

このような条例の基本構造を考えております。

具体的な内容は、15ページ以降で説明したいと思います。

「1.目的」ですが、「手段」「直接目的」「究極目的」と三つ記載してございます。「手段」としては、温室効果ガス発生抑制の取組みに関して必要な措置を定めて、当該取組みを促進するというものでございます。直接的な目的といたしましては、地球温暖化の防止を図るというものでございます。究極目的としては、県民の健康で文化的な生活を確保するというところで、趣旨としては、 から に掲げてございます。こちらに関しては、時間の都合もございますので、説明は割愛させていただきます。

次の16ページに「2.定義」がございまして、これは「所要の定義を図る」ということで、基本的には国の法律と同等の定義を考えております。

17ページの「3.責務等」ですが、三つございまして、まず「事業者」の方には、温室効果ガス排出の状況を把握していただく。その排出抑制のための自主的な取組みを行うように努めるものとする。このような努力規定を入れまして、県が実施する地球温暖化防止対策に協力するという規定を掲げてございます。

「県」の責務といたしましては、自主的な取組みの促進に向けて、必要な指導・助言を行う、効果的な公表に努める、というものを義務付けるとしてあります。それから、自らの事務事業に関して、温室効果ガス排出の抑制等を促進するための措置を講じる。自らも行うというものでございます。

それから「県民」の努力義務といたしまして、県が公表する温室効果ガス排出抑制計画書、実績報告書を注視するというところで、そういうところの情報を把握して動きを理解していただくということを県民の方にお願ひするものでございます。

「趣旨」等につきましては、これも割愛させていただきます。

次のページにまいりまして、「自主的な取組の促進に関する指針」ということで、これは、「趣旨」のところにあります。温室効果ガスの排出抑制を行うために必要な事項について「指針」を定めなければならないということで、これは条例ができた後に定めることになっております。

知事は、「指針」を定めた場合は、あるいは変更した場合は、これを遅滞なく公表するという規定も盛り込むことにしております。

あと、「事業者に対し、指針に即しての自主的な取組の促進に関し、指導・助言を行うことができる」というような規定も盛り込んでございます。

19 ページは、「計画及び実績の報告義務等」ということで、これにつきましては、後ほど別の資料で説明させていただきたいと思っております。

飛ばしまして、22 ページ、「6 . 権利利益の保護に係る請求」です。

これは、国の法律にも相当の規定がございますが、特定排出事業者、これも後ほど説明いたしますが、 の 2 行目の後段になりますが、「当該特定排出者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するときは、……排出量実績報告書等の一部を公表しないよう知事に請求を行うことができる」と、このような権利利益の保護に関する請求権の規定を盛り込む予定でございます。

に関しては、その請求を行うときのやり方等については規則で定めることとしてございます。

としまして、知事は、 の請求を認める場合には、その旨の決定をするということを書いてございます。

ですが、請求を認めない場合は、その旨の決定を直ちに特定排出事業者の方に通知するという規定を設けてございます。

の決定に関しましては、通知があった日から 30 日以内ということで期限を規定してございます。

それから、「 の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる」という規定も盛り込んでおります。

権利利益の保護に係る請求がこの条例の中にはあるということでございます。

参考として、23 ページに、地対法として、国の法律にも同等の権利利益の保護に係る請求ができるというのが 21 条 3 項にあるということをお示ししてございます。

24 ページにまいりまして、「7 . 計画及び実績の公表義務等」ということで、知事は、温室効果ガス排出抑制計画書の提出があったときはそれを公表する。ただし、先ほど申し上げました権利利益の保護の請求があったときは一部を公表しないこととしております。

といたしまして、実績報告書の提出があったときは、その実績を公表する。ただし書きで、権利保護の請求を認める決定をしたときはその一部を公表しないことができる。ということをごちらのほうにも盛り込んでございます。

「8 . 報告等」でございます。「知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等実績報告書を提出した者に対し、温室効果ガスの排出その他必要な事項について報告または資料の提出を求めることができる」ということで、さらに、追加的に必要な請求ができるという規定を設けてございます。

「9 . 勧告」につきましては、この条例を担保するものとして勧告することができるという規定を設けてございます。

「10 . 公表」は、当該勧告に従わなかった場合はその旨を公表する。この場合においては、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければいけないということを規定しております。あとは附則でございます。

参考資料2をA4の紙で添付してございます。途中「説明を後で」と申し上げたところに関係するのですが、特定排出事業者というものでございます。これにつきましては規則で定める形になりますけれども、その考え方をこちらの四角で示しております。

国の制度は、「エネルギーの使用量を原油に換算して1,500kl以上を1年間で使うところは、国に報告すること」となっております。県の制度では、1,500klという数字は、国と同等の数字を使うことを考えております。

右のほうの図でパターンAというのがございます。このパターンAで、事業所で1,500kl以上を使うところは国のほうに報告をすることになりますが、1,500kl未満の場合は報告する必要は出てきません。このパターンBを、千葉県では裾だし部分として考えておまして、事業者として、事業所ごとの量は1,500klに至らない、未満のものがある、ただ、それを足し合わせると1,500klを超えるというような事業者、例えばスーパー、コンビニエンスストア、そういうところが該当すると思っておりますが、そういうところにつきましても報告を求めていきたいと考えておまして、これを事業者として提出していただく。それを「特定排出事業者」という言い方をしております。こういう考え方がございます。

2番目として、運輸事業者ですけれども、国のほうでは、省エネ法で第一種事業者というのがございまして、年間3,000kl以上使うところ。それに相当するものとして、鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台というような運輸事業者に関して報告を義務づけてございます。そこにつきましては、千葉県として1,500klという数字を取っておりますので、これの約半分、1,500kl相当のエネルギーを使う事業者として、トラック100台、バス100台、タクシー175台、これ以上の台数を持っている運輸事業者については報告をお願いするということを考えております。

以上、雑駁な説明ですが、これが県で考えている条例の骨子でございます。

それから、国の法律との関係を先ほど申し上げましたが、ただいま部会長さんからの挨拶で、あるいはうちの次長からの挨拶の中にもございましたけれども、京都議定書以降の動きは世界的に非常に急になっております。そういう中で、国のほうでも、省エネ法、それから温対法を規定する動きがございまして、マスコミ等で報じられております。また、総合資源エネルギー調査会というのが資源エネルギー庁の組織としてございまして、その省エネルギー部会の中でも報告書を取りまとめておまして、法律改正を進める動きがございまして。

現在、我々のほうで把握できるところでは、現行の事業所単位から事業者単位に変えるということ。それから、フランチャイズチェーンを対象にする。それから、計画を義務化する。そのような動きが報じられております。

そのようなことが考えられまして、県条例との関係ですが、県条例は温対法の補完的な位置づけでございまして、その補完の一部が国の法改正により重複する可能性が出てきております。ただ、県としての考え方ですが、法改正があった場合でも、事業者ごとに速やかな情報収集をする必要性はあるだろうと考えております。また、計画、実績、公表といったことによる自主的な事業者の方の取り組みを促進するという必要性は変わらないだろうということから、国の法改正の動きは注視いたしますけれども、そういう中でこの条例の骨子(案)を諮問したところでございます。

それから資料3ですが、千葉県が考えている骨子(案)と同等のものを既に先行して条

例化しているところがございます。主な都府県を六つほど資料3に示しました。関東近県では、埼玉県と東京都がもう既にこういう報告を求める制度を条例化してございます。京都府、長野県、静岡県等につきましても、同等の報告制度をつくっております、この中ではフランチャイズチェーン等を対象にするということで条例ができております。千葉県は、これらの先行する都道府県の条例のよいところを取って骨子(案)にまとめてございます。

説明は以上でございます。

安達部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

黒河委員 きょう説明を初めてお聞きしたということもあるのでお尋ねしたいのですが、アトラダムになってしまうのですけれども、一つは、条例の中では「自主的に」とかなり強調されているのですが、流れから言うと、最終的には勧告に従わないときは公表だというような流れの中で、確かに取り組みとしては「自主的に」というところをやっていくのだという趣旨はわかるのですが、全体の関係性で言うと自主的ではないような気もするんですよね。その辺のちぐはぐさを条例全体の構成としては感じたということ、一つ言わせていただきたい。

それから、権利利益保護の関係で、国の場合、現実にはどの程度起こっているのか、把握していたら教えていただきたいというのが一つです。

それから、前に、こういう問題ではないところでも言ったのですが、幾つかよその事例を見ても出ていて、裾野を広げてというのはわかるのですが、全体との効果バランスというのですか、結局対象が10%ぐらいしかないとか、いろいろそういうのがあるので、その辺の関連が、こういうことをやることによってどの程度が国の制度プラスでさらに上乗せしてカバーというか、効果が出るというようなことがわかれば教えていただきたい。

もう一つは、いわゆるタウンミーティング的なことを含めて、どの程度の関係者との対話が行われているのか。

その4点、わかる範囲で結構ですが、教えていただきたいと思います。

渡邊室長 まず1番目の、自主的と言いつつ少しちぐはぐさを感じるということですが、多分、「公表」等のところの担保策との関係かと思えます。我々として、条例をつくる以上は、その目的のためにそれを担保する手段をつくらないと条例として体をなさないという部分がございますので、公表というところを担保策として入れているところがございます。

ただ、県に提出していただくもの、抑制計画書ですとか、あるいは実績報告等に関しましては、あくまでも企業が自主的につくった抑制計画なりをご提出いただくということで、それが自主的ということでございます。県が、もうこの量以上出してはいけませんよと総量をつくって規制するような、そういう条例ではないということで「自主的」という言葉を使わせていただきました。

それから、権利利益の保護の関係で、国では何か例があるのかという質問ですが、一応、国のほうでは、ある業界から権利利益保護の要請がございまして、それに対して「認める」という決定をしております。それは数件ございます。

それから、裾を広げるカバー率の質問でございます。これに関しましては、冒頭ご説明しましたように、千葉県の場合、産業が3分の2を占めますので、ほとんどのところがそ

こに行ってしまうということで、裾を広げることによって広がる部分は業務系になります。これは全体に占める割合が 7.6% ですので、そのうちのさらに低い割合になってしまうということで、パーセンテージ的にはあまり大きくないのですが、一応、県の中で伸び率の高いところ、特に家庭ですとか業務系が伸びておりますので、そういうところに対して努力をお願いするというので、確かに、占める率、パーセンテージは少ないですが、伸び率の高いところにやはり施策を置いていかないといけないだろうと考えておるところでございます。

それから、タウンミーティング等をやったのかということですが、タウンミーティングはやってございません。これはかなり対象が限定されるということから、関係団体、個別の企業さん等に極力広い範囲でご説明するというので、県内にあります協議会等を通じて意見交換会等を開催していただいております。また、今も個別に各団体さんを回って説明をし、ご理解をいただく努力をしているところでございます。

黒河委員 今のところ言うと、関係者との間で、条例のこの骨格に反映されたのか、それとも懸念が残るといのか、いろんな言い方があると思うのですが、どういう把握をされているか。もし、一、二重要な点があれば教えていただきたいのですが。

渡邊室長 意見交換会等を踏まえ、この条例案の中に反映された部分としましては、先ほど申し上げました権利利益の保護の部分がございまして、意見交換の中で、国は公表に関してはある程度業種を大きく取りまとめて公表するというような考え方であります。そういう中で、県が事業者単位ということになると、各企業の運営の実態が見えやすくなってしまふという懸念を抱かれたということから、そういうところで、権利利益の保護ということで、事業者から申し出があった場合はその相当部分を公表しないような、そういうことができるような規定を盛り込んだところでございます。

黒河委員 とりあえず結構です。

坂本（愛）委員 この条例化については、いろんな事業所から、千葉県経済協議会とか環境保全協議会を通じて意見とかも出ささせていただいて、回答もいただいたのですが、改めまして審議会ということで、企業の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思っております。多少繰り返しになると思いますが、再度お話しさせていただきます。

この地球温暖化防止対策につきましては、各企業、各事業所、経営の重要な課題と受けとめておりまして、鋭意取り組みをしているところです。

一方で、この地球温暖化防止対策というのは、地球規模の問題だということで、どちらかという国単位で取り組むべきテーマというふうに認識しています。例えば鉄鋼業を例にとりますと、1990 年当時は各社別に取り組みを行ってございましたけれども、各社ごとでは取り組みに限界があるということで、グループ会社間、さらには鉄鋼連盟という業界団体があるのですが、ここに所属する会社間の取り組みと、その範囲を広げながら温室効果ガス排出抑制の効果を高めるということをやってきております。要するに、事業者や社の単位を超えて、業界全体として取り組んできているということです。

またさらに、直近では、中国とかインドといった環境途上国の鉄鋼業を巻き込んだ活動ということでアジア太平洋パートナーシップというのがありますけれども、こうした方法を使って技術開発とか技術移転をやって、温室効果ガスの排出抑制の最適化の範囲を海外まで広げようとしています。

こういったことで、温室効果ガスの問題に対する取り組みというのは、対象を広げることが非常に重要だと思っています。それは、結果的に排出量を地球規模で最適化するということにつながるというふうに考えております。

全国的に事業展開する企業というのは、事業単位、あるいは各都道府県単位の取り組みではなくて、全社を挙げた全国規模での取り組みが極めて大事であると認識しているわけでありまして。そういうことを踏まえて、経団連に所属する各企業も、温室効果ガスの削減を喫緊の重要課題と位置づけまして、事業所ごとではなくて、会社ごとに炭酸ガス排出削減に向けた自主行動計画をつくって、その実現に向けていろいろな施策を実施しているというところなんです。今、各事業所も、それぞれの企業の自主削減計画に沿って効率向上に取り組んでいるということでございます。

こういった観点で考えると、経団連とかを通じて自主行動計画に基づいて活動を推進している企業、県内で見ますと事業所になると思うのですが、これらが、温室効果ガスについての県単位の取り組みや企業単位の自主削減目標とは別に、事業所ごとに目標を掲げて活動するということに対しましては、大きな疑問が残るなということでもあります。

ここからが要望でございますけれども、環境と産業振興の両立を目指すという観点から、少なくとも、既にこういった経団連等を通じて自主行動計画を持って国単位で温室効果ガス排出削減に取り組んでいる企業に対しましては、例えば本条例適用の対象外にするとか、今の案では県内事業所一律ということになっているのですが、そういった一律にやるのが本当に必要なかどうかということを含めて、再考をお願いしたいと思っております。

それからもう一点、気になるのは、先ほどの骨子(案)の中で、「県民の努力」というところが、報告書や計画書を「注視する」ことだけになっているのですが、最初の資料1の説明では、企業が頑張っている姿を見せることで県民もその意識が醸成されるという説明だったのですが、それだったら、そういうことを見て県民が削減に努力するということも言っていくべきではないかと思っております。

安達部会長　ご要望と幾つかのご質問がありましたので、県のほう、お願いします。

渡邊室長　1点目のご意見、経団連等の取り組みとして、事業所ごとだけではなくて会社全体挙げて取り組んでいるというお話がございました。我々としても、そのご努力に非常に感謝しておるところでございます。

それに対しまして、県としての考え方でございますけれども、そういうものも報告の際に記載できるような形にして、先ほど「注視」という言葉が出ましたが、そこを県民の方に見ていただくということで県民の努力につなげていければというふうに考えているところでございます。

二つ目の要望に関しましては、ご要望ということで、この場では承って、また内部で検討させていただきたいと思っております。

三つ目に、削減の関係で県民努力を盛り込んだらということですが、県民の努力規定的なものを盛り込むというのは難しいことではございますので、条文自体はこのような形で現状では考えておりますが、あとは実際に運用していく中でその対応を図っていきたいと考えております。

石井委員　私はある植木組合の総会に呼ばれた折に、ジャンボ機が1機離陸するときに費消する酸素は四国4県の酸素の排出と同じなんだという話を聞いて、驚いたというか、そうい

う思いをしました。国も、この問題に関して、山林の再生というようなことを掲げて、政策的に、山林を立派にして木を育てて酸素を出す、要するに二酸化炭素を費消しようというこの計画がいま報道されていますね。

千葉県下でも、間伐をしない、あるいは下刈りをしないというような山林が相当数増えていますね。そこで、1万 ha を超えた農地の不耕作地を、雑草も二酸化炭素を費消しているでしょうが、野菜とかそういう作物に変えることによって相当の二酸化炭素を吸収できることになろうかと思えます。

そこで、環境部ばかりではなくて、これは関係各部各課の横の連携が……。これは20年4月1日以降に施行されると書いてありますから、施行された以後の各部の協力。そして、これは大きくは千葉県民全体の中でそういうことに対する理解と協力がないと、効果が上がらないと思うんですよ。ですから、事業者は特に条例の中に入っていますからいいのですが、条例に入っていない一般の県民の方々にも広く啓蒙、理解していただいて、協力をしてくれる気運を醸成していかないと、目的は達成できないんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょう。

渡邊室長 石井委員、ありがとうございます。

今のお話で、関係課と横の連携を取っていかないと気運の醸成も難しいだろうということですが、この骨子(案)をつくるにあたりまして、関係課のほうにも意見をちょうだいしているところがございます。直接的にこの報告制度とは関係ない部分がありますが、山林の再生の問題ですとかそういうところに関しましても、林務課とかみどり推進課というのがございますが、そういうところとも話を進めているところがございます。それで、より森林の吸収率を高めるような方策、そういうところについても考えてまいりたい。そういうものをやる中で気運を醸成していきたいというのはこの骨子の狙いとするところでもございますので、ご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

安達部会長 部局の横の連絡のもとに行うということは、私も非常に大切なことだと思います。ぜひ部局横断型でいろいろ対策をやってもらわないと、家庭のモかなり伸びているというデータが出ていましたけれども、こういうのはどんなふうにして対応していったらいいのか。たしか環境生活部というのは大本の名前だと思うので、同じ部局内ですから、そちらはそちらでまた案をつくるということもあるかもしれませんが、ぜひ部局を横断してやってもらいたいと思います。特に森林の問題は、非常に大きな問題だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

黒河委員 さっき坂本委員がおっしゃられたこととの関係で、「責務等」の県民のところですが、私も気になるのですね。結局、諮問があったこれは排出量の報告に関する条例だということの趣旨から言って、この意味がよく理解できないのですね、ここにこういう形で入るのが。何か「報告書を注視する」みたいな、条例にそういうのはそぐうんですかね。

例えば、国のをそのままやっているんじゃないでしょうけれども、国の法律では、国民の努力みたいなのが実際に対比してあるのか。もしくは、例えば既に先行している六つの県の例がありましたけれども、そんなところがちょっと違和感というか、「注視する努力が」というのは何かそぐわないような気がするのですね。

だから、逆に、「県民の努力」が書ききれないんだったら、必要がないような気もするし。ここが入る意味は何なのかということで、ちょっと違和感を条例上は感じました。

安達部会長 では、その辺は、次回までに県のほうで検討していただけますか。

渡邊室長 わかりました。

黒河委員 だめだと言っている意味ではないんですけれどもね。整合性上で言ったときに何なのかというのが、ちょっとわかりにくいというか。本当に、今言ったように危機的なあれで、この条例以降のそういう展開、いわゆる全庁挙げてとか、いろいろなことも含めて、必要だとしたら、そういうことがわかるような、県民全体が参画するというか、そういう方向をきちっと書かなければいけないだろうし。あくまでもこの条例は事業者に対してやる条例なんだといったら、逆にそこを抽象化しないで、むしろ切り捨ててしまったほうがはっきりとするみたい。だから、ここの意味が何なのかというのが……。全体の趣旨としてはわかるのですけれども、この条例の持っている意味から言ったときにどうなのかというのは、ちょっとわかりにくいような気が率直にします。

安達部会長 ほかにいかがでしょうか。

なければ、次回だと間に合わないということもあるかと思うので、できたら、文書で送りますので、それを十分参考にして、修正をやっていただきたいと思います。

あと、きょう欠席の先生方にも一応目を通してもらって、それで意見を求めてください。矢野先生、何かございますか。

矢野委員 初めて見せていただいたので、理解するだけでちょっとあれなんです。

よくわからないので教えていただければと思うのは、資料4の20ページのあたりに、先ほども説明されていたのですが、(1)特定排出事業者のところに、トラック、バスが100台とか、タクシーが175台とか、こういう数字が載っているのですが、この数字の根拠はどういうところから出されているのでしょうか。右のほうの国の抜粋と比べると、半分ぐらいのものを目標として定めたのかなとしか受け取れないのと、あと他県の資料を横並びで見るとこの辺なのかな、エイヤツというところなのかなという気がするのですが、そこら辺の数字の根拠というのは何かあるんでしょうか。その辺がもしわかれば教えていただければと思います。

渡邊室長 考え方としては、国の半分というものがございまして、それは、国が規定している台数というのは、省エネの第一種想定ということで3,000klを使うところという考え方がございます。それに見合うということで、半分の1,500klということで、台数を半分にさせていただきます。あと各県別に差があるのは、県の担当者といいますか、条例をつくる時の考え方の差で、数字を丸めたりとか、そういうのがあるのかもしれませんが、基本的には1,500kl相当ということでこの数字を出しております。

矢野委員 実際に、例えばトラック・バスを100台持っている事業者は県内にどれくらいというようなことは、把握されていますか。

渡邊室長 一応、関係業界のほうにまいりまして、該当するようなところも当たっておりますが、数はさほど多くなくて、10以下ぐらいになるだろうと考えております。相当大きなところでないという台数にはいかないと思います。

矢野委員 特定の業者を狙い撃ちみたいなことになるという気がちょっとしますね。県民全体でやっていこうという、その気運を高めようというわけですから。これは数字としては書かざるを得ないのかもしれないですけども、でも、ちょっとその辺が気になりました。

それと、右のページには、やはり同じところですが、航空事業者に対することが載って



いるのですが、これはこちらには載らないのですか。それとも、(1)の3番目のマルの中に含まれちゃうということになるのでしょうか。

渡邊室長 一応、航空、鉄道に関しましては、県内での排出量というものを見積もることが困難だということから、外してございます。例えば飛行機の場合ですと、千葉県上空を飛んでいる区間というのはほとんどないということもございまして、鉄道等に関しましても、ほかの県へ行ったり、そういう部分もございまして、把握できないという点もあって、これは外しております。

矢野委員 これは飛んでいるものも含んでという話ですね。

渡邊室長 航空機に関しましては、報告対象から外しております。

矢野委員 一番心配されるというか、成田に大きな飛行場がありますので、相当出しているのではないかという気はするのですけれども、その辺がスポッと抜けちゃうということにはならないんですか。

渡邊室長 抜けてしまうことにはなりますけれども、県の条例の性格上、例えば国外の飛行機とかそういうものはなかなか難しいのと、国内線はほとんど乗り入れていないということから言うと、国内の運送会社であっても、千葉県上空を飛んでいる区間というのはあまりない。例えば国外に行くとき、一体どこまでを千葉県と言うか、そういうのもちょっと計算することができないということがございまして、対象から外しております。

安達部会長 ほかにいかがでしょうか。

特にご質問がないようでしたら、次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## (2) その他

安達部会長 それでは、事務局から「その他」として何かございますか。

渡邊室長 「その他」としまして、次回のこの大気環境部会の開催日程でございますが、非常に時間が短くて恐縮ですが、来週になります、21日(金曜日)に開催させていただければと考えています。

今現在、出席をいただけるという方が非常に少ない状態でございます、今、鋭意調整をしていただいております。定足数を満たすような形でいま動いております。一応21日にやりたいということで考えております。

安達部会長 今週あって、また来週ということで、先生方もお忙しいところ大変でしょうけれども、よろしくをお願いします。

せっかくの機会でございますので、委員の方から、ほかの話題でも結構ですので、お話がありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、これをもちまして予定されていた議題が終了しましたので、傍聴人の方は退席をお願いします。

(傍聴人 退室)

安達部会長 それでは、これをもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局 特に連絡事項はございません。

## 5 . 閉 会

司会 長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 19 年度千葉県環境審議会大気環境部会を終了いたします。

以上

以 上 の と お り

審 議 会 の 議 事 に 相 違 な い の で

下 記 に 署 名 押 印 す る。

平成20年1月25日

千葉県環境審議会大気環境部会

議事録署名人 黒河 悟

議事録署名人 矢野 博夫